各居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部介 護保險課長 岩村 恭代地域支援担当課長 丹田 智美

居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の 訪問介護を位置づける場合の取扱いについて(通知)

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)第 13 条第 18 号の 2 において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。)を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。」とされたところです。

ついては、該当する居宅サービス計画の届出先等について、下記のとおり定めましたので、 通知します。

記

- 1 届出の対象となる居宅サービス計画
- (1) 別紙通知(平成30年5月10日付老振発0510第1号 厚生労働省老健局振興課長 通知「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について)のとおり

# 参 考 厚生労働大臣が定める回数

要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
27 回	34 旦	43 回	38 回	31 旦

- ※ 厚生労働大臣が定める訪問介護とは、生活援助中心型サービスが対象です。
- (2) その他北九州市が必要と判断した場合 本市が必要と判断した場合、別途連絡の上、書類の提出を依頼します。

#### 2 提出書類

- (1)「訪問介護(生活援助中心型サービス)の回数が多いケアプランの届出書(兼理由書)」
- (2) 基本情報 (フェイスシート) (写し)
- (3) 課題分析表 (アセスメントシート) (写し)
- (4) 居宅サービス計画書「第1表」~「第7表」(写し) ※第1表は、利用者へ交付し署名があるものを提出してください。
- (5) 訪問介護計画書(写し)
- 3 提出先及び提出方法

提出先:北九州市保健福祉局介護保険課事業者支援係

提出方法:持参又は郵送

郵送先:〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

### 4 提出期限

居宅サービス計画を作成又は変更(軽微な変更を除く。)した月の翌月末日までに提出 してください。なお、提出期限が閉庁日の場合は、翌開庁日までに提出してください。

- (例) 10 月に利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画の提出期限は、11 月末日です。
- (注) 軽微な変更とは、平成 11 年 7 月 29 日付老企第 22 号厚生省老人保健福祉局企画 課長通知「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」第 2 3 (7) ⑩で示された内容です。
- 5 施行期日

平成30年10月1日(10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画が対象。)

6 地域ケア会議等への出席について 届出のあった居宅サービス計画は、地域ケア会議等で検証を行います。 地域ケア会議等を開催する場合は、各区統括支援センターから事前に連絡します。担当 介護支援専門員の出席をお願いします。

## 7 その他

「本通知」や「訪問介護(生活援助中心型サービス)の回数が多いケアプランの届出書(兼理由書)」は、北九州市ホームページに掲載していますのでご活用ください。

# ホームページ掲載場所

トップページ > くらしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護保険関連様式・届出> 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出 http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01\_0314.html

<問い合わせ先>

【届出書類に関すること】

保健福祉局介護保険課事業者支援係 森・亀石 1582-2771

【地域ケア会議に関すること】

保健福祉局地域福祉推進課地域支援係 吉野・糸井 1582-2060

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局振興課長 (公 印 省 略)

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申 し上げます。

本年5月2日付けで、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」(平成30年厚生労働省告示第218号)が別添のとおり公布されました。

本告示は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2に基づき、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を定めたものであり、詳細は下記のとおりです。

平成30年10月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

## 1. 趣旨

訪問介護における生活援助中心型サービスについては、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うことしている。

これは、生活援助中心型サービスについては 必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者において、様々な事情を抱える場合もあることを踏まえて利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものである。

なお、平成30年度介護報酬改定では、訪問介護について、上記の取組のほか、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、外部のリハビリ専門職等と連携した取り組みの評価、身体介護として行う自立支援に資するような見守り援助の明確化により、自立支援・重度化防止に資するサービスの推進・評価をすることとしている。

## 2. 本告示の概要

上記のケアプランの届出については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。)を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされている。

届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスとし、届出の要否の基準となる回数は、要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差(2SD)(※)」を基準とする。(※)全国での利用回数の標準偏差に2を乗じた回数

具体的には、直近の1年間(平成28年10月~平成29年9月分)の給付実績(全国)を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差(2SD)」の回数を算出した上で、要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じてそれぞれ1月あたり以下の回数とする。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

なお、本告示の適用期日は平成30年10月1日である。